

## 建築計画概要書 作成上の注意点

建築計画概要書は、建築確認申請書類の一つであり、これに記載された内容は、建築確認に必要な他の図書及び書類と相互に整合していなければなりません。

また、建築計画概要書は、確認済証が交付された後は一般の閲覧に供され、さらに台帳の一つとして長期にわたって保存される重要な書類です。

内容について、誤記や記入漏れがないかなどを十分ご確認の上、建築主事若しくは指定確認検査機関に提出くださるようお願いします。

※建築計画概要書の記入事項を訂正した場合は、訂正したもののコピーを提出してください。

※訂正印は、使用しないでください。

福岡県五特定行政庁連絡協議会

平成23年7月12日

平成28年4月 1日改訂

## 目 次

建築計画概要書 第一面の記入例及び注意事項	P. 1
建築計画概要書 第二面の記入例及び注意事項	P. 4
建築計画概要書 第三面の記入例及び注意事項	P. 6
建築計画概要書第三面 付近見取図の記入例及び注意事項	P. 7
建築計画概要書第三面 配置図の記入例及び注意事項	P. 8
(参考)	
建築基準法施行規則 第二号様式、第三号様式 (抜粋) (平成 27 年 6 月 1 日施行分)	P. 9

# 建築計画概要書 第一面の記入例及び注意事項

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

## 建築計画概要書（第一面）

### 建築主等の概要

#### 【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 フクオカ イチロウ  
 【ロ. 氏名】 福岡 一郎  
 【ハ. 郵便番号】 800-1234  
 【ニ. 住所】 〇〇県△△市◇◇町123番

複数の建築主がいる場合は、別紙（追加の建築主）に記入してください。

電話番号の記入は不要です。  
 第二号様式第二面の写しを使用する場合は電話番号欄を消してください

#### 【2. 代理者】

【イ. 資格】 (〇級) 建築士 (大臣) 登録第123456号  
 【ロ. 氏名】 建築 太郎  
 【ハ. 建築士事務所名】 (〇級) 建築士事務所 (〇〇県) 知事登録第〇-1234号  
 太郎建築〇級建築士事務所  
 【ニ. 郵便番号】 800-3456  
 【ホ. 所在地】 〇〇県◇◇市△△区1丁目2番3号  
 【ヘ. 電話番号】 000-000-0000

建築士の種別（一級・二級・木造）、交付者（大臣・県知事）及び登録番号を記入してください。

#### 【3. 設計者】

##### （代表となる設計者）

【イ. 資格】 (〇級) 建築士 (大臣) 登録第123456号  
 【ロ. 氏名】 建築 太郎  
 【ハ. 建築士事務所名】 (〇級) 建築士事務所 (〇〇県) 知事登録第〇-1234号  
 太郎建築〇級建築士事務所  
 【ニ. 郵便番号】 800-3456  
 【ホ. 所在地】 〇〇県◇◇市△△区1丁目2番3号  
 【ヘ. 電話番号】 000-000-0000  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 意匠図、構造図、設備図 全て

登録を受けた建築士事務所名を記入してください。

登録を受けた建築士事務所の所在地を記入してください。

一人で全ての設計をしていれば「確認申請に添付する設計図書一式」、複数の設計者による設計であれば、自らの責任で設計した図書名を記入してください。

##### （その他の設計者）

【イ. 資格】 (〇級) 建築士 (大臣) 登録第87654号  
 【ロ. 氏名】 意匠 花子  
 【ハ. 建築士事務所名】 (〇級) 建築士事務所 (〇〇県) 知事登録第〇-1234号  
 太郎建築〇級建築士事務所  
 【ニ. 郵便番号】 800-3456  
 【ホ. 所在地】 〇〇県◇◇市△△区〇〇1丁目2番3号  
 【ヘ. 電話番号】 000-000-0000  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 意匠図

設計に関わった全ての設計者について記入してください。

【イ. 資格】 (〇級) 建築士 (大臣) 登録第13579号  
 【ロ. 氏名】 構造 次郎  
 【ハ. 建築士事務所名】 (〇級) 建築士事務所 (〇〇県) 知事登録第〇-2345号  
 △△構造〇級建築士事務所  
 【ニ. 郵便番号】 800-5678  
 【ホ. 所在地】 〇〇県△△市〇〇区◇◇3丁目4番5号  
 【ヘ. 電話番号】 000-000-0000  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 構造図、構造計算書

建築士の資格として、構造又は設備設計一級建築士の資格を記入しないでください。  
 （次頁に記入するようになっています。）

【イ. 資格】 (〇級) 建築士 (大臣) 登録第24680号  
 【ロ. 氏名】 設備 三郎  
 【ハ. 建築士事務所名】 (〇級) 建築士事務所 (〇〇県) 知事登録第〇-5432号  
 △△設備設計事務所  
 【ニ. 郵便番号】 800-2345  
 【ホ. 所在地】 〇〇県△△市〇〇区◇◇6番7号  
 【ヘ. 電話番号】 000-000-0000

その他の設計者において、作成又は法適合性を確認した図書を記入してください。  
 （「申請図面一式」は、不適）

適用箇所には印、■などの  
チェックをしてください。

【ト. 作成した設計図書】設備図

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)  
上記の設計者のうち、

- 建築士法第20条の2第1項の表示をした者  
【イ.氏名】 構造 次郎  
【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付第 01234 号
- 建築士法第20条の2第3項の表示をした者  
【イ.氏名】  
【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付第 号
- 建築士法第20条の3第1項の表示をした者  
【イ.氏名】 設備 三郎  
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 04321 号
- 建築士法第20条の3第3項の表示をした者  
【イ.氏名】  
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号
- 建築士法第20条の3第3項の表示をした者  
【イ.氏名】  
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号
- 建築士法第20条の3第3項の表示をした者  
【イ.氏名】  
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号
- 建築士法第20条の3第3項の表示をした者  
【イ.氏名】  
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

構造設計一級建築士に関する事項を記入してください。

第1項は構造（設備）設計一級建築士自身が構造（設備）設計を行った場合、  
第3項は構造（設備）設計一級建築士が法適合確認のみを行った場合に記入してください。  
また、建築士法の規定によらず、任意に関与した場合は記入できません。

設備設計一級建築士に関する事項を記入してください。

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【イ.氏名】 設備 三郎
- 【ロ.勤務先】 △△設備設計事務所
- 【ハ.郵便番号】 800-2345
- 【ニ.所在地】 ○○県△△市○区◇◇6番7号
- 【ホ.電話番号】 0000-0000-0000
- 【ヘ.登録番号】 建築設備士 1234
- 【ト.意見を聴いた設計図書】 給排水図

建築設備士に意見を聴いた場合に記入してください。

建築設備士の登録番号を記入してください。

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【イ.氏名】 電気 四朗
- 【ロ.勤務先】 △△設備設計事務所
- 【ハ.郵便番号】 800-4321
- 【ニ.所在地】 ○○県△△市○区◇◇6番7号
- 【ホ.電話番号】 0000-0000-0000
- 【ヘ.登録番号】 建築設備士 4567
- 【ト.意見を聴いた設計図書】 電気図

建築設備士の資格を有している者について、記入してください。

- 【イ.氏名】
- 【ロ.勤務先】 なし
- 【ハ.郵便番号】
- 【ニ.所在地】
- 【ホ.電話番号】
- 【ヘ.登録番号】
- 【ト.意見を聴いた設計図書】

建築設備士の資格を有しない者については、記入しないでください。

- 【イ.氏名】
- 【ロ.勤務先】 なし
- 【ハ.郵便番号】

工事監理者が決まっていない場合は「未定」と記入し、工事監理者決定後は、速やかに『確認事項変更届』又は『建築主等の変更等の届』を提出してください。なお、構造・規模により、工事監理者が決まっていなければ、着工できない場合があります。

- 【ニ.所在地】
- 【ホ.電話番号】
- 【ヘ.登録番号】
- 【ト.意見を聴いた設計図書】

【5.工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ.資格】 (  級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 4 5 6 7 8 号
- 【ロ.氏名】 建築 太郎
- 【ハ.建築士事務所名】 (  級 ) 建築士事務所 (  県 ) 知事登録第 〇-1 2 3 4 号  
太郎建築〇級建築士事務所
- 【ニ.郵便番号】 8 0 〇-3 4 5 6
- 【ホ.所在地】 〇〇県〇〇市△△区1丁目2番3号
- 【ヘ.電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
- 【ト.工事と照合する設計図書】 意匠図、構造図、設備図 全て

(その他の工事監理者)

- 【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ヘ.電話番号】
- 【ト.工事と照合する設計図書】

工事に関係する全ての工事監理者について記入してください。

- 【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( )
- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ヘ.電話番号】
- 【ト.工事と照合する設計図書】

工事施工者が決まっていない場合は「未定」と記入し、工事施工者決定後は、速やかに『確認事項変更届』又は『建築主等の変更等の届』を提出してください。複数の施工者がいる場合は、代表となる工事施工者を記載し、別紙に「その他の工事施工者」として記載してください。

- 【イ.資格】 ( ) 建築士 ( )
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 号
- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ヘ.電話番号】
- 【ト.工事と照合する設計図書】

建設業許可の最新の許可番号（大臣・県知事）（特・般）を記入してください。（有効期間は許可から5年間です。）

【6.工事施工者】

- 【イ.氏名】 代表取締役 住宅五郎
- 【ロ.営業所名】 建設業の許可(  県知事 ) ( 般-2 5 ) 第 3 4 5 6 7 8 号  
五郎住宅建設株式会社
- 【ハ.郵便番号】 8 0 〇-4 3 2 1
- 【ニ.所在地】 〇〇県△△市□□区◇◇町8番9号
- 【ホ.電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

建設業の許可を受けた営業所名を記入してください。

【7.備考】

フクオカテイ シンチクコウジ  
福岡邸新築工事

建築物の名称又は工事名を記入してください。

建設業の許可を受けた営業所の所在地を記入してください。（許可を受けた営業所以外は記入しないでください。）

# 建築計画概要書 第二面の記入例及び注意事項

建築計画概要書（第二面）  
建築物及びその敷地に関する事項

地名地番を記入してください。

住宅表示が定まっている場合は記入してください。

上記【3】、【4】欄以外の地域等を記入してください。  
(法第22条区域、地区計画、宅地造成工事規制区域、臨港地区、建築協定、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、最低敷地制限0㎡・壁面後退距離0m・最高高さ制限0m・高度地区・福岡市建築基準法施行条例第6条の2区域など)

【1.地名地番】 ○○県△△市□□区◇◇町1 2 3番

【2.住居表示】 ○○県△△市□□区◇◇町1番2号

【3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】  
都市計画区域内 ( 市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定 )  
準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【4.防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【5.その他の区域、地域、地区又は街区】 法22条区域

【6.道路】  
 【イ.幅員】 4.000  
 【ロ.敷地と接している部分の長さ】 ○○m

【7.敷地面積】  
 【イ.敷地面積】 (1) ( 240.00 ) ( ) ( ) ( )  
 (2) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ロ.用途地域等】 ( 第一種住居 ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】  
 ( 160.00 ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】  
 ( 60.00 ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ホ.敷地面積の合計】 (1) 240.00  
 (2) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ヘ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 160.00  
 【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60.00  
 【チ.備考】

【イ】 2m以上接する道路のうち最大の幅員を記載してください。  
 法第42条第2項道路の場合は、4mと記入します。  
 (法第43条ただし書きによる許可の場合は通路・空地幅を記入してください)  
 【ロ】 イの道路の接道長さを記入してください

第1項及び第2項による容積率のうち、小さい数値を記入してください。  
 例：(1項) 指定容積率 200%  
 (2項)  $4m \times 4 / 10 \rightarrow 160\%$  を記入

実際に建築可能な数値を記入してください。  
 緩和適用となる敷地は、緩和後の数値を記入。

緩和理由を記入してください。  
 (『特定道路による容積率』『角地による建蔽率』『防火地域内の耐火建築物による建蔽率』など)

別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、敷地全体の具体的な主要用途を記入してください。また、敷地内に複数の建築物があり、申請部分の用途が主要用途と異なる場合は、主要用途の後に、( )書きで記入してください。  
 例 (区分 08450) 中華料理専門店  
 (区分 08340) 機械製作工場(事務所)  
 (区分 08080) 小学校(体育館)

対象がある場合は必ず記入してください。

【8.主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

【9.工事種別】  
新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模修繕 大規模模様替

【10.建築面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )  
 【イ.建築面積】 ( 70.00 ) ( 0.00 ) ( ) ( ) ( )  
 【ロ.建蔽率】 29.17%

【11.延べ面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )  
 【イ.建築物全体】 ( 140.00 ) ( 0.00 ) ( ) ( ) ( )  
 【ロ.地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ハ.エレベーターの昇降路の部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ニ.共同住宅の共用の廊下等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ホ.自動車車庫等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ヘ.備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ト.蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【チ.自家発電設備の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【リ.貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ス.住宅の部分】 ( 140.00 ) ( 0.00 ) ( ) ( ) ( )  
 【ル.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ワ.延べ面積】 140.00  
 【ワ.容積率】 58.34%

申請に係る棟数を記入してください。  
建築物の数は、10㎡以内のものはカウントしません。  
ただし、建築面積、延べ面積には含めてください。  
又、10㎡以内の建築物の概要は【18.その他必要な事項】に記入してください。

別棟増築の場合は、敷地内の他の既存建築物(複数ある場合は最大のもの)を忘れずに記入してください。

敷地内の建築物の主たる用途の構造について記入してください。  
なお、申請部分の構造が敷地内の建築物の主たる用途の構造と異なる場合には、主たる用途の構造の後に、( )書きで記入してください。  
例：鉄骨造の機械製作工場に、木造の事務所を別棟で増築する場合⇒ 鉄骨造(木造)

【12. 建築物の数】  
【イ. 申請に係る建築物の数】 1  
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 0

---

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物)(他の建築物)  
【イ. 最高高さ】 ( 8.800 )( )  
【ロ. 階数】 地上 ( 2 )( )  
地下 ( ) ( )  
【ハ. 構造】 木 造 一 部 造  
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無  
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】  
道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

---

【14. 許可・認定等】  
(記入例) 都市計画法第29条許可(開発) 第△△号 平成○○年○月○日  
建築基準法第43条但し書き許可 第□□号 平成○○年○月○日

---

【15. 工事着手予定年月日】 平成 ○○ 年 ○月 ○日

---

【16. 工事完了予定年月日】 平成 ○○ 年 ○月 ○日

---

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)  
(第 1 回) 平成○○年 ◇月□□日 (屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組及び耐力壁の工事の工程)  
(第 回) 平成 年 月 日 ( )  
(第 回) 平成 年 月 日 ( )

---

【18. その他必要な事項】

天空率適用の有無を必ずチェックしてください。

天空率の適用がある場合は、該当項目をチェックしてください。

(記入例)  
都市計画法第 29 条許可 (開発) 番号 年月日  
都市計画法第 43 条許可 (調整区域) 番号 年月日  
都市計画法第 53 条許可 (都計道等) 番号 年月日  
建築基準法第 43 条但し書き許可 番号 年月日  
建築基準法第 85 条許可 (仮設) 番号 年月日  
屋外広告物法第 4 条許可 番号 年月日  
宅地造成等規制法第 8 条許可 番号 年月日  
水路占用許可 番号 年月日 など

都市計画法による開発許可や建築許可等を受ける必要がない場合で、規定に適合していることを証する書面を添付する場合には、適合証明書(許可等不要証明書)の番号、年月日を記入してください。

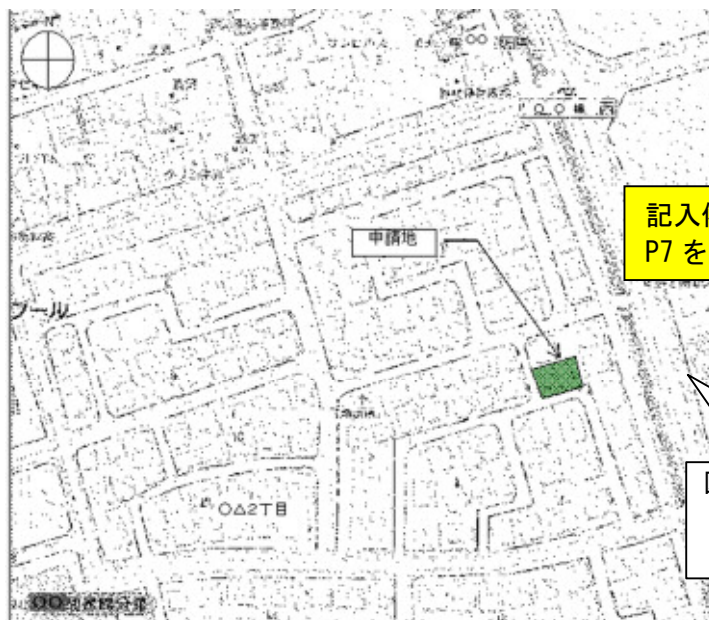
特定工程がない場合は、「なし」と記入してください。  
回数と特定工程名を忘れずに記入してください。  
法定及び特定行政庁毎で指定した工程名称を記入してください。  
例)  
【建築基準法施行令第 11 条】  
「2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」  
【福岡県、久留米市、大牟田市】  
「屋根の小屋組工事及び構造体力上主要な軸組及び耐力壁の工事の工程」  
【北九州市】  
「基礎の配筋工事の工程」「屋根工事の工程」  
「1 階の鉄骨部分の建て方工事の工程」  
「1 階の柱、梁及び 2 階の床の配筋工事の工程」  
【福岡市】  
「屋根の小屋組工事及び構造体力上主要な軸組工事の工程」  
「基礎の配筋工事」「鉄骨の建方工事又は第 1 節の建方工事の工程」

・10㎡以内の建物がある場合は、建築物名(物置等)・面積を記入してください。  
・法第 86 条の 7、法第 86 条の 8 の規定の適用の場合、計画変更の場合、その他必要な事項が記入できない場合は、別紙で添付してください。  
【福岡市内の場合】  
福岡市建築基準法施行条例第 6 条の 2 第 1 項の規定に該当する建築物である場合は、その旨を記入してください。  
・「市条例第 6 条の 2 第 1 項による構造計算を行うよう努めるべき建築物」  
・「市条例第 6 条の 2 第 1 項による構造計算を行うよう努めるべき建築物で規定の構造計算を行った建築物

# 建築計画概要書 第三面の記入例及び注意事項

## 建築計画概要書（第三面）

付近見取図



記入例及び注意事項は、P7を参照してください。

図面を張り付けた場合は、割り印をせずにコピーを提出してください。

配置図



記入例及び注意事項は、P8を参照してください。

図面を張り付けた場合は、割り印をせずにコピーを提出してください。

### （その他の注意事項）

※付近見取図と配置図は、それぞれ別紙でも構いませんので、文字・数字等が判別できるよう、わかり易く作成してください。

※A4版で作成してください。



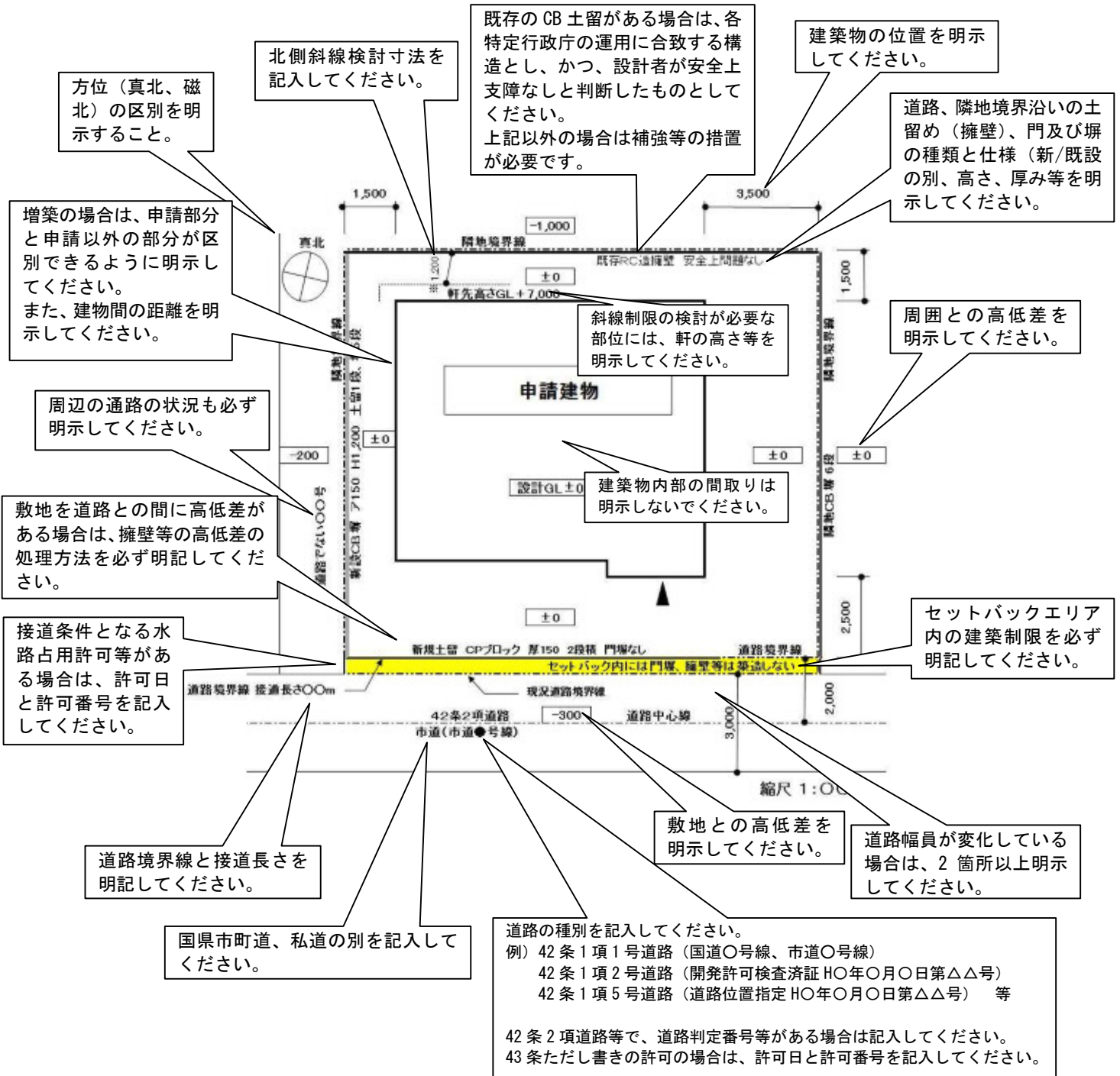
## 建築計画概要書 第三面 付近見取図の記入例及び注意事項



### (その他の注意事項)

- ※近隣の状況がわかる図面としてください。(住宅地図程度)
- ※住居表示及び目標物を明示してください。
- ※この地図は例示のため、やや不鮮明の地ものを使用しておりますが、実際のは鮮明な地図としてください。
- ※A4版で作成してください。

# 建築計画概要書 第三面 配置図の記入例及び注意事項



- (その他の注意事項)
- ・縮尺・方位等を明示し、文字・数字などは大きく表示してください。
  - ・縮尺は標準的な定規で計測できる縮尺としてください。
  - ・用途地域が二以上にわたる場合や、都市計画道路の計画線がかかる場合は、該当する線引きを記入してください。
  - ・外壁の後退距離の緩和を適用する場合は、具体的な数値等（外壁長さ、軒高、床面積）を明示してください。
  - ・高さ3mを超えるがけに近接する建築物の制限に該当する場合は、安全上の措置等について明示してください。
  - ・A4版で作成して下さい。

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、  
第十一条の四関係）平成 27 年 6 月 1 日

建築計画概要書（注意）

1. 第一面及び第二面関係

- ① これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示してください。
- ② 第一面の 5 欄及び 6 欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。この場合には、特定行政庁が届出のあつた旨を明示した上で記入します。

2. 第三面関係

- ① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- ② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）平成 27 年 6 月 1 日

確認申請書（建築物）（注意）抜粋

3. 第二面関係

- ① 建築主が 2 以上のときは、1 欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2 欄に記入してください。
- ③ 2 欄、3 欄及び 5 欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④ 3 欄の「ト」は、作成した又は建築士法第 20 条の 2 第 3 項若しくは第 20 条の 3 第 3 項の表示をした図書について記入してください。
- ⑤ 3 欄、4 欄及び 5 欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。3 欄の設計者のうち、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑥ 4 欄は、建築士法第 20 条第 5 項に規定する場合（設計に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則 第 17 条の 35 第 1 項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- ⑦ 5 欄及び 6 欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- ⑧ 6 欄は、工事施工者が 2 以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑨ 7 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。
- ⑩ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、8 欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2 欄に記入してください。
- ② 3 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち 2 以上の区域にわたる場合にお

- いては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。
- ③ 4欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ④ 5欄は、建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ⑤ 6欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑥ 7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。  
「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑦ 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑧ 7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑨ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑫ 8欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- ⑬ 9欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ⑮ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑯ 11欄の「ヲ」の延べ面積及び「ワ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」ま

で記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

また、建築基準法第 52 条第 12 項の規定を適用する場合においては、「ワ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7 欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5 分の 1
  - (2) 備蓄倉庫の部分 50 分の 1
  - (3) 蓄電池の設置部分 50 分の 1
  - (4) 自家発電設備の設置部分 100 分の 1
  - (5) 貯水槽の設置部分 100 分の 1
- ⑰ 12 欄の建築物の数は、延べ面積が 10 平方メートルを超えるものについて記入してください。
- ⑱ 13 欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ 2 以上ある場合においては、最大のものを記入してください。
- ⑲ 13 欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。
- ⑳ 13 欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ㉑ 13 欄の「ホ」は、建築基準法第 56 条第 7 項第 1 号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第 2 号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第 3 号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ㉒ 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について 14 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉓ 7 欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」、10 欄の「ロ」並びに 11 欄の「ワ」は、百分率を用いてください。
- ㉔ 建築基準法第 86 条の 7 又は同法第 86 条の 8 の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第 3 条第 2 項（同法第 86 条の 9 第 1 項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつた時期及び理由を 18 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉕ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉖ 計画の変更申請の際は、19 欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

別紙

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
一戸建ての住宅	8010
長屋	8020
共同住宅	8030
寄宿舎	8040
下宿	8050
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	8060
幼稚園	8070
小学校	8080
義務教育学校	8082
中学校、高等学校又は中等教育学校	8090
特別支援学校	8100
大学又は高等専門学校	8110
専修学校	8120
各種学校	8130
幼保連携型認定こども園	8132
図書館その他これに類するもの	8140
博物館その他これに類するもの	8150
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	8160
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	8170
保育所その他これに類するもの	8180
助産所	8190
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。）	8210
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	8230
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	8240
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	8250
病院	8260
巡査派出所	8270
公衆電話所	8280
郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	8290
地方公共団体の支庁又は支所	8300
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	8310
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設	8320
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	8330
工場（自動車修理工場を除く。）	8340
自動車修理工場	8350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	8360
ボウリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	8370
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	8380

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	8390
ホテル又は旅館	8400
自動車教習所	8410
畜舎	8420
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	8430
日用品の販売を主たる目的とする店舗	8438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	8440
飲食店（次項に掲げるものを除く。）	8450
食堂又は喫茶店	8452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	8456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	8458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	8460
事務所	8470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	8480
自動車車庫	8490
自転車駐車場	8500
倉庫業を営む倉庫	8510
倉庫業を営まない倉庫	8520
劇場、映画館又は演芸場	8530
観覧場	8540
公会堂又は集会場	8550
展示場	8560
料理店	8570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	8580
ダンスホール	8590
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	8600
卸売市場	8610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	8620
その他	8990